

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果について

令和 8 年 7 月 2 3 日
経済産業省 GX グループ
資源循環経済課

ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募を実施しました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 意見募集期間：令和 8 年 5 月 1 9 日（火）～令和 8 年 6 月 1 8 日（木）
- (2) 実施方法：電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数等

- (1) 提出意見数：6 件
- (2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方：別紙のとおり

3. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省 GX グループ 資源循環経済課
TEL：03-3501-4978

【別紙】御意見とそれに対する考え方

No	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	第二条第二号イ及びロにおいて「・・・を入れ『又は』包む当該容器以外の・・・印刷し、ラベルを貼り『又は』刻印することにより・・・」と規定しているが、「又は」で動詞を接続する場合には同号柱書本文の「印刷し『、又は』ラベルを貼ることにより」の様に「又は」の前に「、」を入れて規定するのが適切であるため修正すべきではないか。	ご意見の点について、必ず「又は」の前に「、」を入れて規定しなければならないものではないと理解しており、原案を維持させていただきます。
2	自民党の日本国憲法改正草案（2012）を見習ってほしい。実質改正のつもりと思われる部分は太字になっているので野党は（野党と限らないが）太字部分に突っ込むように、とわざわざ促しているに等しい点は立派である。 https://constitution.jimin.jp/document/draft/ それから、少なくともこちら https://laws.e-gov.go.jp/law/405M50000640001/ の末尾の「様式」によると、実際のマークと違って矢印が付いていないし、三角形の頂点も丸まっではない。実際のマークの根拠法はどこにあるのか。	ご意見として承ります。 また、御指摘の様式については、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充填されたものの表示の標準となるべき事項を定める省令において定める様式が根拠となっており、当該様式において、一辺の長さ、一辺の切れ目の幅、1つの角度の大きさや文字・数字の大きさを定めているところ、それらを満たすマークは許容されるものと考えております。
3	改正後第2条第1項第2号ロについて、「より」だと「付され」に係るのか「付されない」に係るのか不明確である。 他方、これを「よる」とすれば、「表示」に係ることが一意的になることから、そうすべきである。	規定されているとおり「…、当該容器の側部に印刷し又は他ベルを貼ることにより…付されないとき。」になります。
4	この改正案は容器本体への表示を外装で代替できる範囲を整理するものだ理解しているが、自販機販売での複数本購入・配布の実態を十分に考慮していないように思う。自販機では購入前に商品を手にとって表示を確認することができないので、ラベルレスで販売する場合に原材料やアレルギー、栄養成分、賞味期限などの情報をどう消費者に伝えるのが問題になる。 特にまとめ買いして職場や家庭などで配る場合、買った人だけでなく、受け取る人にも情報を届ける必要がある。外装がない販売形態では情報を正しく提供できないのではないかと思います。	規定されているとおり、改正後第2条第1項第2号ロにおいてラベルを省略できるのは、「当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付されないとき」となります。なお、自動販売機では、購入前に容器本体の表示を直接確認しにくい場合がありますが、これはラベルの有無にかかわらず、販売形態上生じ得る事情であると考えております。

	キャップ表示もスペース的に厳しく、QRコードもわざわざ読み取らせる前提では実用的とはいにくいし、そもそも正しく情報提供できるレベルでの印刷ができるのかもわからない。 自販機販売にまでラベルレスを広げるのであれば、購入前に一目で分かる表示方法や、購入後も必要情報を確認できる仕組みをきちんと考えるべきだと思う。少なくとも、スマートフォンやQRコードを前提にしたやり方だけでは不十分ではないか。	
5	例えば、賞味期限など毎日変化する情報のみを当該容器の側部に印字することが、「当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付され」ることに該当するかどうか、明確にしていけないでしょうか。	当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が必要なときはラベルが付されます。他方、法令に基づかない情報については、表示の有無は各事業者の判断となります。
6	本改正案は、プラスチック使用量削減の観点から一定の意義を有するものと理解する。一方で、飲料等の容器においては、食品表示（原材料、アレルゲン、内容量、賞味期限、保存方法、製造者、栄養成分表示等）を確実に消費者に提供する必要があるところ、キャップ部等への表示のみでこれらの情報を十分に担保することは、表示スペースや視認性の観点から現実的に困難と考えられる。改正案においては、一定条件下で容器側部への表示（ラベル等）の省略が可能とされているが、現時点においては、特に高齢者等を含む幅広い消費者の情報アクセス性・確実性を踏まえると、QRコード等による情報提供のみでは十分な代替手段とはいえない。また、本制度によるラベルレス化の適用範囲は、実務上、自動販売機における一部商品等に限定されると想定され、流通全体としては引き続き相当量のラベル使用が見込まれる点にも留意が必要である。一方で、プラスチック削減の方向性自体は重要であることから、ラベルレス化の推進とあわせ、回収・リサイクルを前提とした設計等により、環境負荷低減を図る方向も併せて検討していくことが重要ではないか。これにより、現実の流通・使用実態を踏まえつつ、資源循環の観点も視野に入れた制度設計としていくことが有効と考える。	ご意見として承ります。 規定されているとおり、改正後第2条第1項第2号ロにおいてラベルを省略できるのは、「当該容器の側部に印刷し又はラベルを貼ることにより他法令の規定による表示が付されないとき」となります。